

歩道における視覚障がい者  
誘導用ブロック設置基準

函 館 市  
平成 2 7 年 9 月

# 歩道における視覚障がい者誘導用ブロック設置基準

<b>1. 基本概要</b>	<b>1</b>
(1) 主旨	1
(2) 整備基準	1
(3) 設置対象道路及び設置場所	1
<b>2. 設置基準</b>	<b>2</b>
(1) 視覚障がい者誘導用ブロックの種類	2
(2) 材料及び色彩	3
(3) 標準断面図	3
<b>3. 視覚障がい者誘導用ブロックの箇所別設置例</b>	<b>4</b>
(1) 横断歩道部の設置例	4
(2) 歩道巻き込み部の設置例	6
(3) 中央分離帯の設置例	9
(4) 交通島の設置例	9
(5) 立体横断施設の設置例	10
(6) バス停留所の設置例	11
(7) 施設等入口部の設置例	11
(8) 取付道路に停止線があり、横断歩道がない場合の設置例	12
<b>4. 関係法令及び関係書籍</b>	<b>13</b>
(1) 関係法令	13
(2) 関係書籍	13
<b>5. 施行日</b>	<b>13</b>

## 1. 基本概要

- (1) 主旨 現在のところ、視覚障がい者誘導用ブロックの設置基準については、「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」等があるが、視覚障がい者誘導用ブロックを設置するにあたり、細部の設置方法までは上記基準には記載されていないため、函館市独自の「歩道における視覚障がい者誘導用ブロック設置基準」を作成することにより、設計・施工の統一化を図り、視覚障がい者の安全かつ快適な移動を支援するため。
- (2) 整備基準
- ・ 原則として歩道（自転車歩行車道、立体横断施設、中央分離帯等を含む）に設置する。
  - ・ 線状ブロック（誘導ブロック）は、主に誘導対象施設の方向を案内する場合に用いる。
  - ・ 点状ブロック（警告ブロック）は、主に障害物や分岐路等の注意すべき位置や誘導対象施設等の位置を案内する場合に用いる。
- (3) 設置対象道路及び設置場所
- ① 設置対象道路

**視覚障がい者の方が、自立した日常・社会生活を確保するため、公共施設や福祉施設等の生活関連施設を結ぶ主要道路を、重点的に整備するものとする。**

- ・ その他の主要幹線道路における視覚障がい者誘導用ブロックの整備についても、道路整備工事等の際は、周辺の視覚障がい者誘導用ブロックの設置状況を検討したうえで、積極的に整備するものとする。

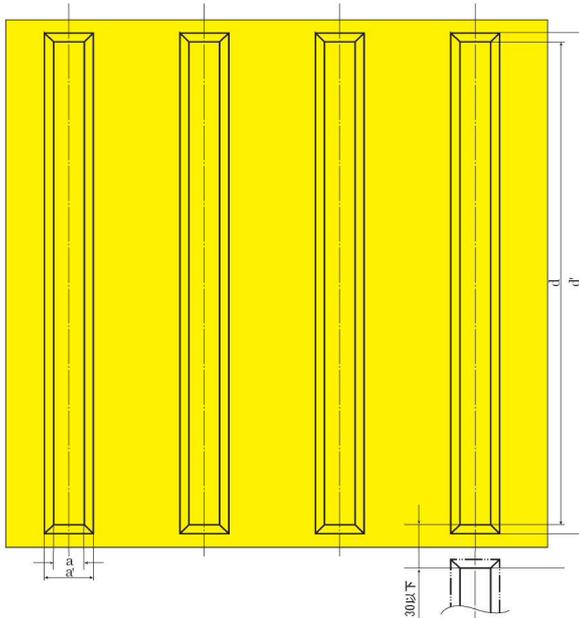
### ② 設置場所

- ・ 原則、歩道の幅員（路上施設帯等を除く歩道有効幅員）が2 m以上ある歩道および自転車歩行者道に設置する。
- ・ 歩道の巻込み部、横断歩道に接する部分、中央分離帯、交通島、立体横断施設等で必要な部分に視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。
- ・ 継続的直線歩行の案内を行う線状ブロック（誘導ブロック）は、歩行方向に30 cm（1列）の幅で設置し、道路境界より60 cm程度の位置に設置するのが望ましい。ただし、路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合は、この限りではなく、現場の道路幅員や歩行者・自転車の通行状況を勘案し、道路境界より100 cm程度の位置で線状ブロックの位置を設定する。

## 2. 設置基準

### (1) 視覚障がい者誘導用ブロックの種類

#### ・線状ブロック（誘導ブロック）

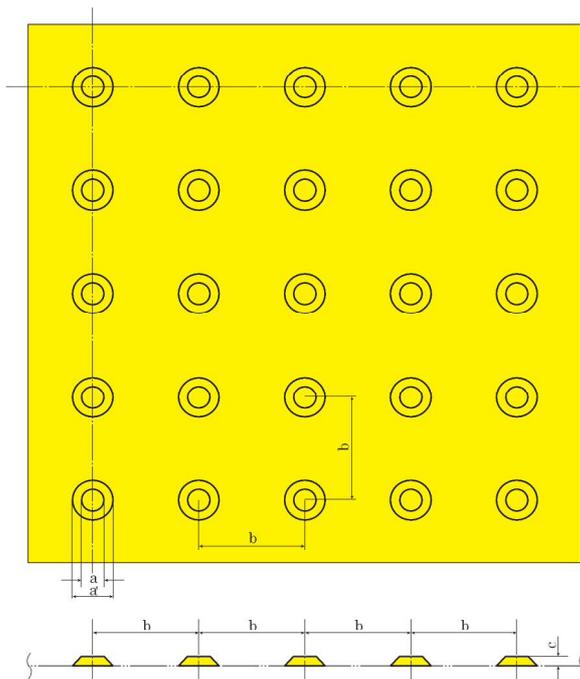


記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	
c	5	+1 0
d	270 以上	
d'	d+10	

備考 ブロック等の継ぎ目部分(突起の長手方向)における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm 以下とする。

- 線状ブロック（誘導ブロック）は、視覚障がい者がブロックの突起を足裏あるいは、白杖で確認しながら突起の方向にしたがって進むことができるように設置されており、視覚障がい者がその上を安全に歩行できることが前提になっている。

#### ・点状ブロック（警告ブロック）



記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60*	+1 0
c	5	

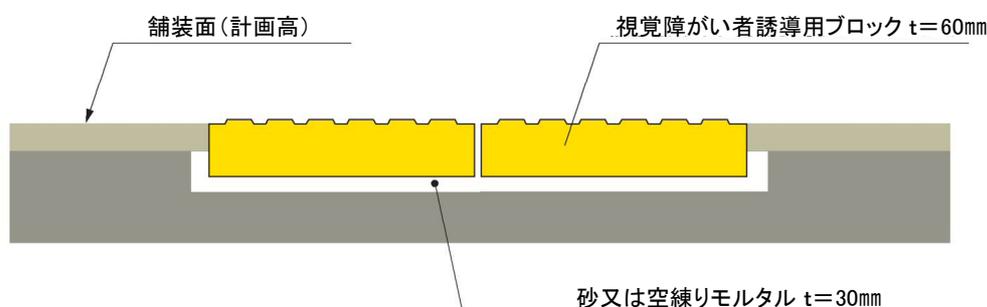
注\* この寸歩範囲でブロック等の大きさに応じて一つの寸法を設定する。

- 点状ブロック（警告ブロック）は、注意すべき位置を示すブロックである。横断歩道前、誘導ブロックが交差する分岐点、障害物の前、バス停留所前、立体横断施設等に設置されている。

## (2) 材料及び色彩

		視覚障がい者誘導用ブロック	視覚障がい者誘導用シート
材 料	形状・寸法	300×300×60hを基本とする(P2参照)	300×300×7.5±2.0hを基本とする(P2参照)
	規格	JIS T9251(視覚障がい者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列)に合わせたものとし、歩行性、耐久性、対候性、耐摩耗性に優れたものを用いるものとする。	
	材質	コンクリートブロック製のものを設置する場合は、JIS A5371「プレキャスト無筋コンクリート製品」のカラー平板と同等品以上とする。	シートの材質についてはアクリル系樹脂等の材質のものを使用し、下地材についてもアクリル系の熱可塑性樹脂等を用いるなど、溶融式の剥がれにくい材質のものを用いることとする。
	滑り止め対策	滑りにくくするため、突起の頂部を平らにしたものとする。	
色 彩	基本色設定	視覚障がい者誘導用ブロックの色は、原則、黄色とし、その他周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。  路面の色彩が類似しているため輝度比が確保できない所や、特殊地域の景観保全等の理由で、黄色が望ましくない場合は、輝度比や明度差が確保できることを条件とし、黄色以外の視覚障がい者誘導用ブロックを設置するものとする。ただし、天候・明るさ・色の組み合わせ等によっては、認識しづらい場合があるため、色彩の決定にあたっては、沿道住民や利用者の意見が反映されるよう留意して決定するものとする。	
	色の耐久性	塗布による着色は耐久性に乏しいので、製品に顔料を混入し、アクリル系樹脂を二次塗布したものを使用する。	
	色の指定	(財)日本塗装工業会(JPMA)の塗料用標準色における、色票番号E19-75X, マンセル値10YR7.5/14を視覚障がい者誘導用ブロック製品の標準色とする。	(財)日本塗装工業会(JPMA)の塗料用標準色における、色票番号E22-80V, マンセル値2.5Y8/12を視覚障がい者誘導用ブロック製品の標準色とする。

## (3) 標準断面図

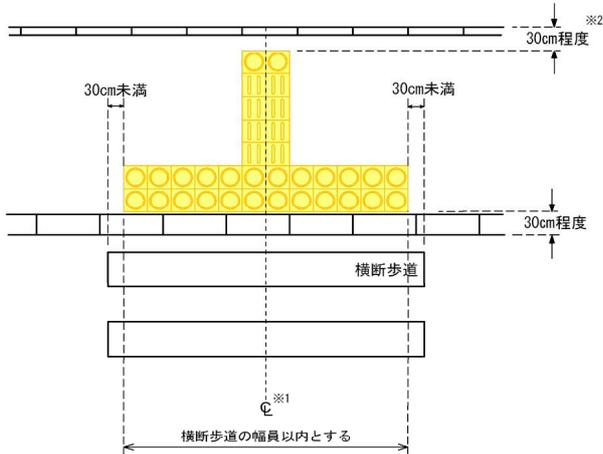


- ・ 連続的に視覚障がい者誘導用ブロックを設置する場合は原則同形状・同材質のブロックを使用する。
- ・ 視覚障がい者誘導用ブロックを現場加工し敷設する際は、線状ブロックのみ加工することとし、加工した1辺の最短の長さが15cm未満とならないよう留意する。

### 3. 視覚障がい者誘導用ブロックの箇所別設置例

#### (1) 横断歩道部の設置例

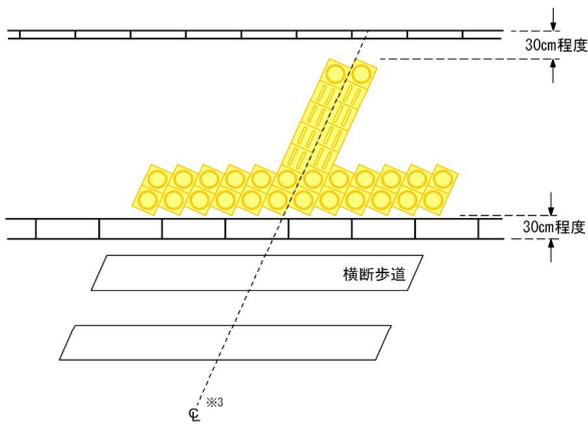
(A) 横断歩道部の基本設置例



※1 横断歩道の中心が、視覚障がい者誘導用ブロックの

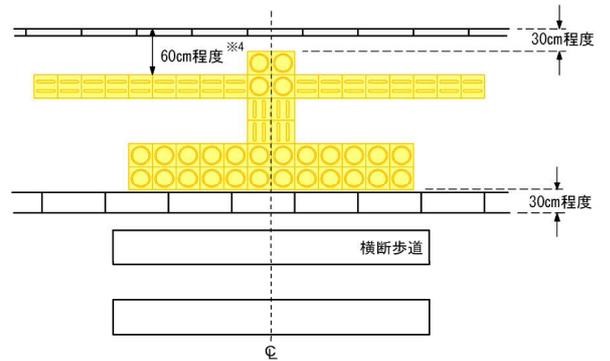
※2 道路境界側の設置余裕幅は、路上施設や占用物件の設置状況によって、この値とすることが適切でない場合はこの限りでない。

(B) 横断歩道部が斜めの場合



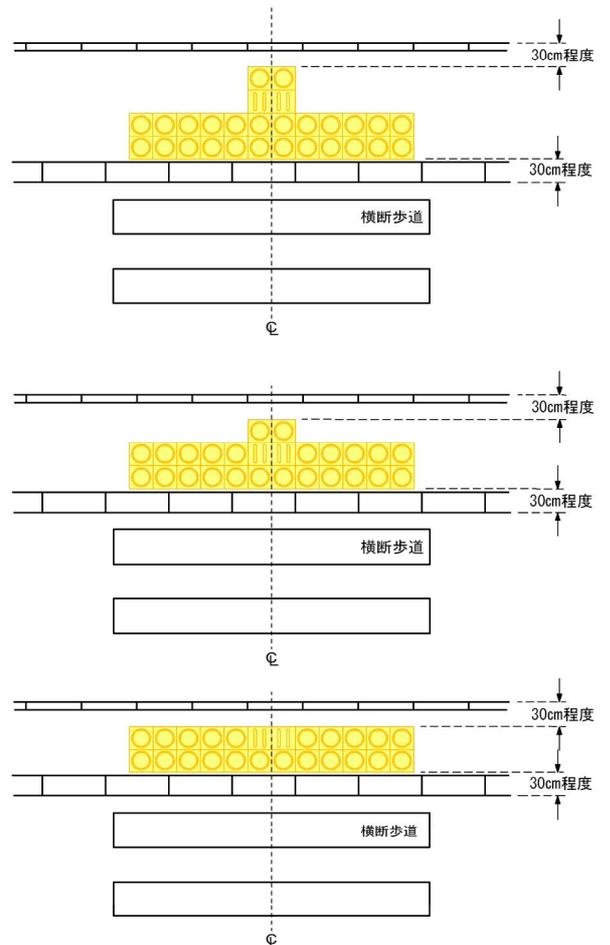
※3 横断歩道の方向と、線状ブロックの線状突起の方向を同一方向にするのが望ましい。

(C) 継続的に直線方向を案内している場合



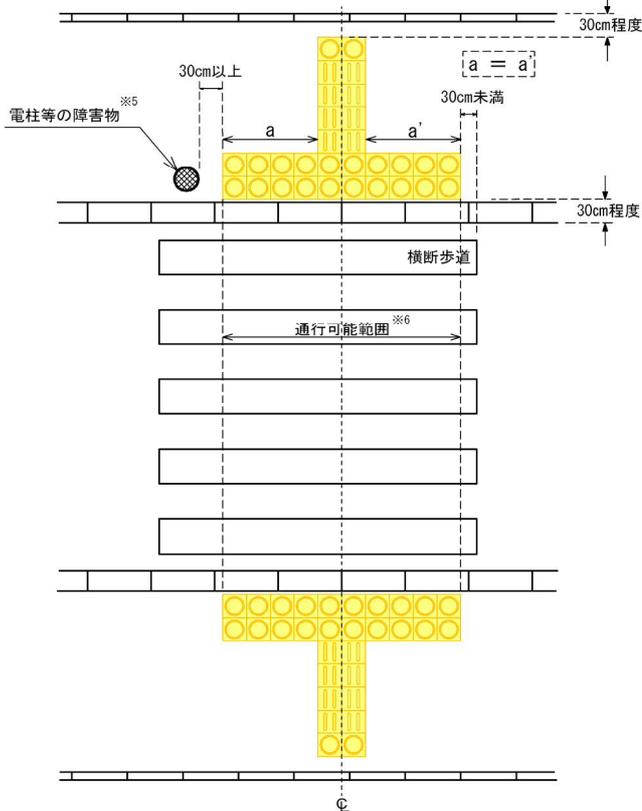
※4 路上施設や占用物件の設置状況などによって、この値とすることが適切でない場合はこの限りでない。

(D) 歩道幅員が狭い場合

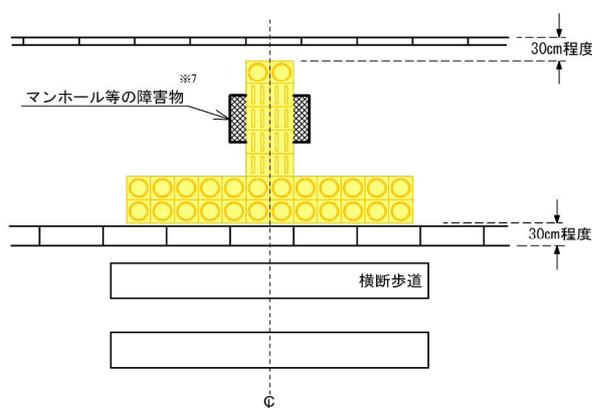


(E) 視覚障がい者誘導用ブロック設置箇所に障害物

I) 歩車道境界側に障害物がある場合



II) マンホール等の障害物がある場合

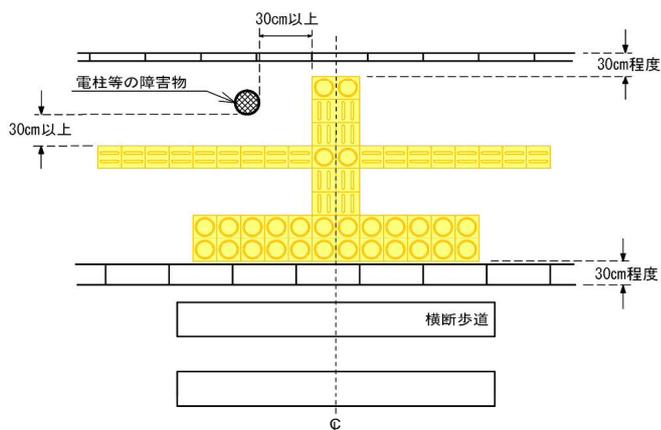


※7 マンホール等の移設が不可能な場合、マンホール等の占用者と十分な協議を行い、その部分を化粧蓋にするか、点字シートを設置することとするが、点字シートを設置する際は、蓋が開くよう点字シートを加工して設置することとする。

※5 障害物等については、可能な限り移設することが望ましいが、やむをえず移設が不可能な場合は設置例のとおり設置することとする。

※6 横断歩道に対面する方向の視覚障がい者誘導用ブロックについても、同様の通行可能範囲で誘導し、対面側から横断する歩行者が障害物に接触しないよう措置を講ずることとする。

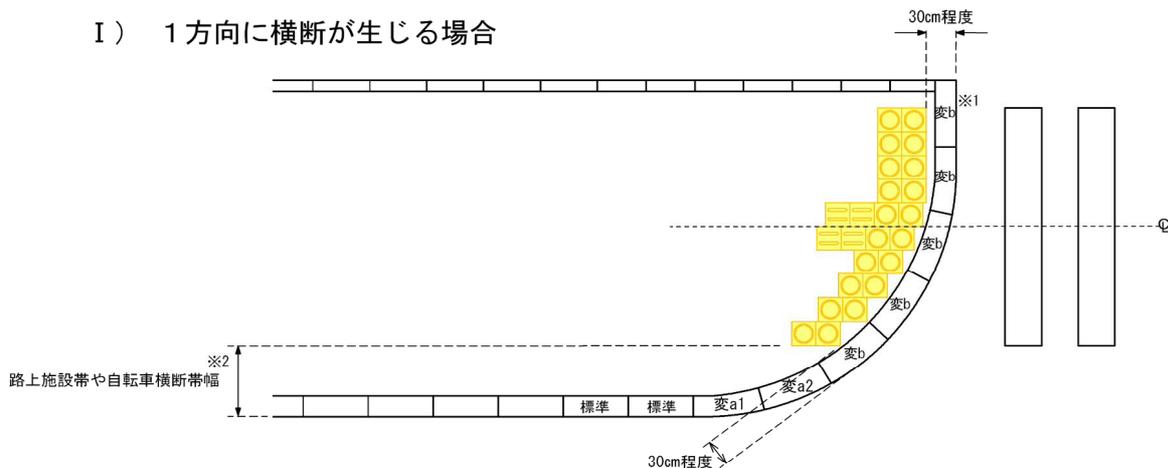
III) 道路境界側に障害物がある場合



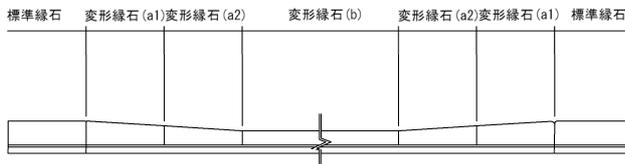
## (2) 歩道巻込み部の設置例

### (A) 巻込み部の基本設置例

#### I) 1方向に横断が生じる場合

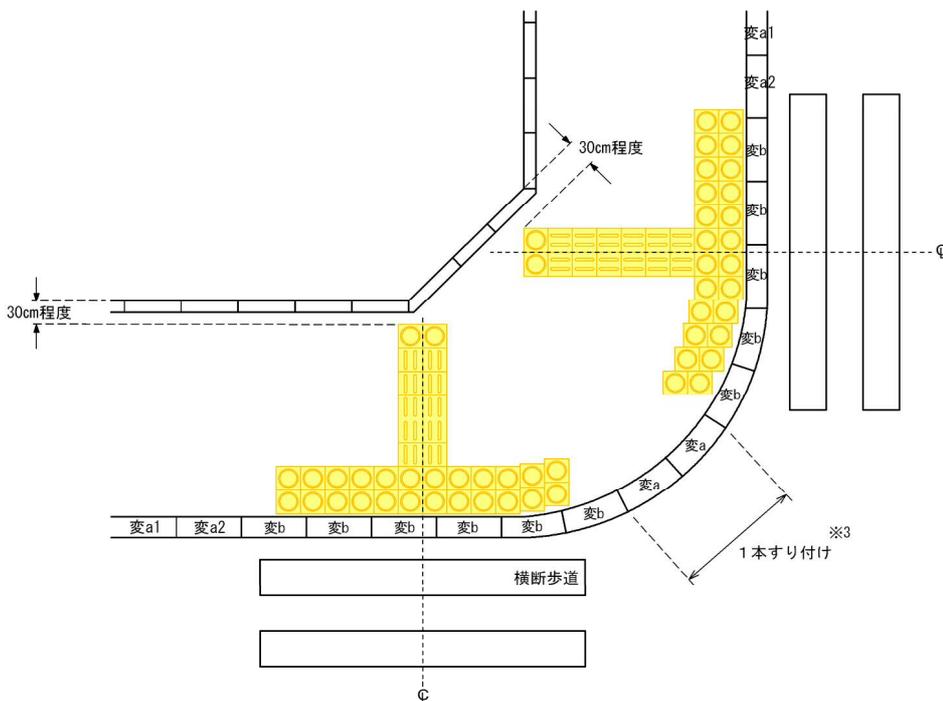


※1 変b - 変形縁石 (b) 変a1 - 変形縁石 (a1) 変a2 - 変形縁石 (a2) 標準 - 標準縁石とする。



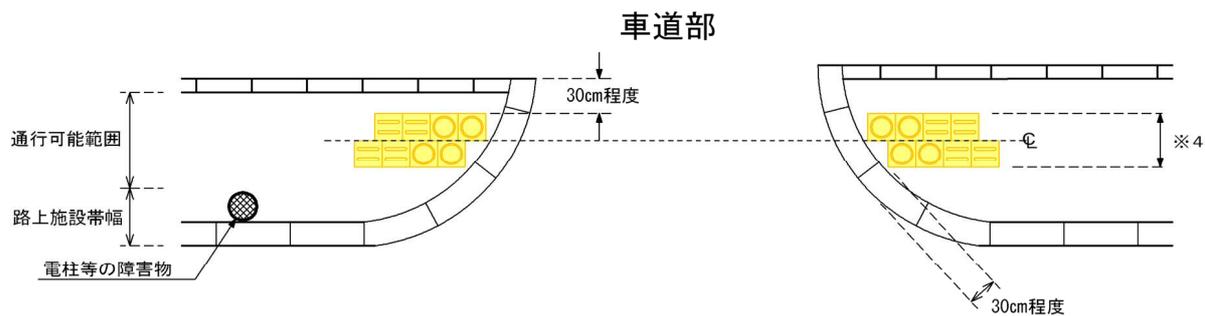
※2 車道側路上施設帯に接する縁石については、変形縁石 (a1-2) もしくは標準縁石を設置することとし、低縁石や視覚障がい者誘導用ブロックを設置し、歩行者を車道へ誘導しないよう留意する。

#### II) 2方向に横断が生じる場合



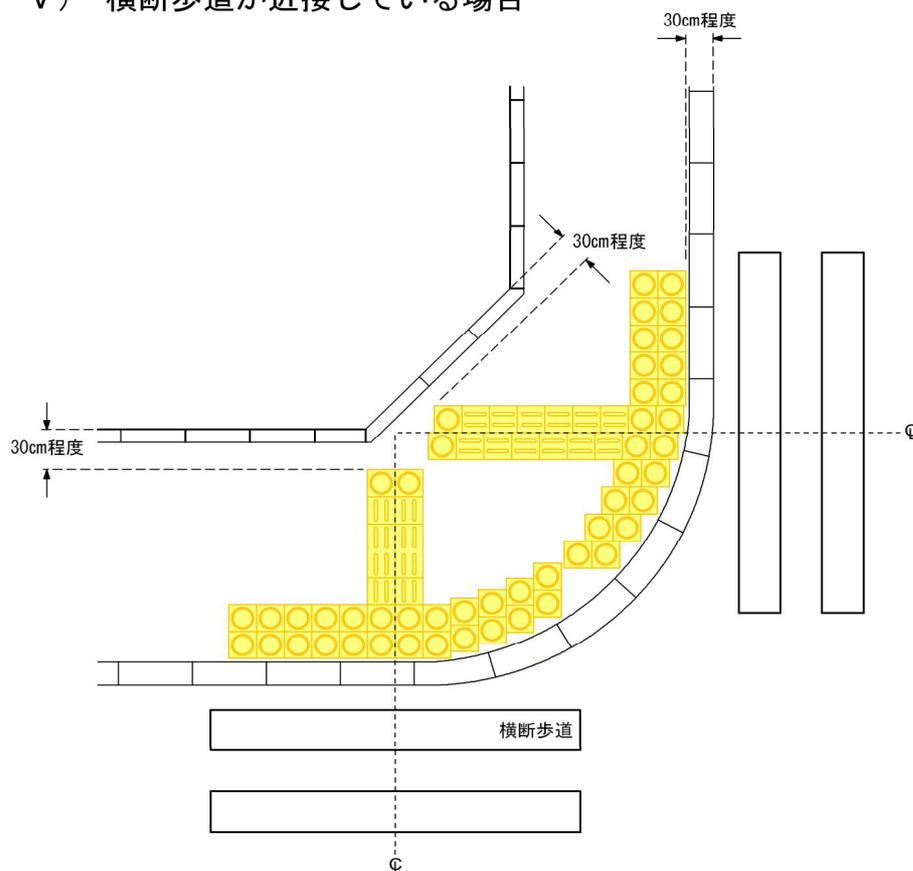
※3 巻込み部の変形縁石は原則2本すり付けとするが、十分な間隔が無い場合は、1本すり付けの変形縁石を設置し、低い縁石のまま接続しないこととする。

### Ⅲ) 歩道幅員が狭い場合

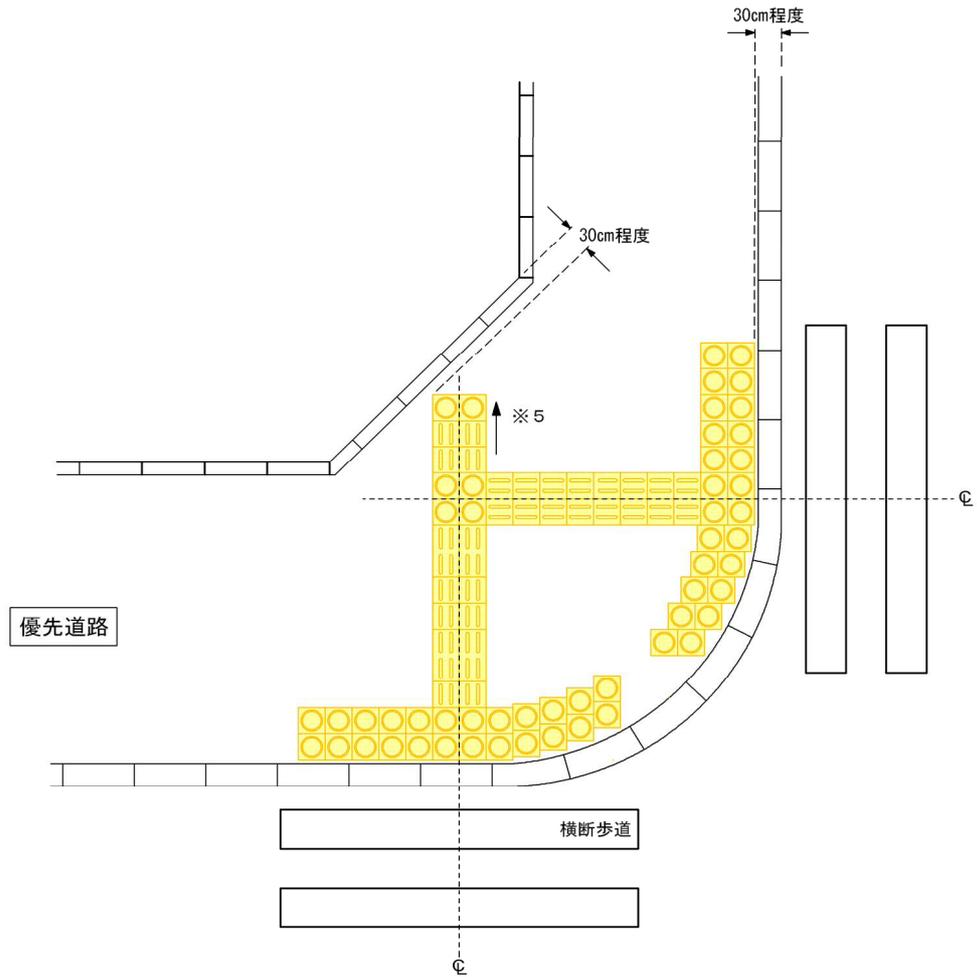


※4 横断歩道の有無に関わらず歩道巻き込み部には視覚障がい者誘導陽ブロックを設置する。

### V) 横断歩道が近接している場合

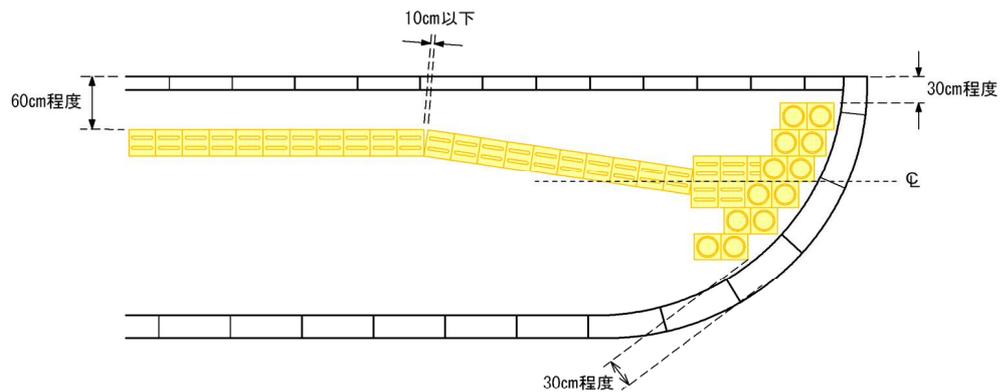


## V) 不定形な歩道巻込み部の設置例



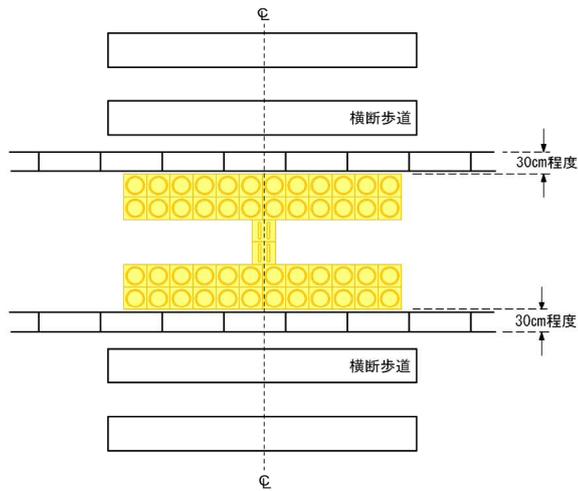
※5 優先道路もしくは歩道幅員が広い道路をメインに誘導ブロックを延長して設置するのが好ましい。

## VI) 継続的直線方向の誘導をする場合の設置例

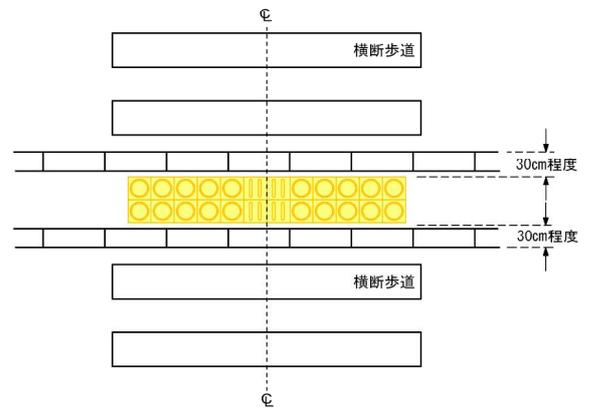


### (3) 中央分離帯の基本設置例

A) 広い中央分離帯の場合

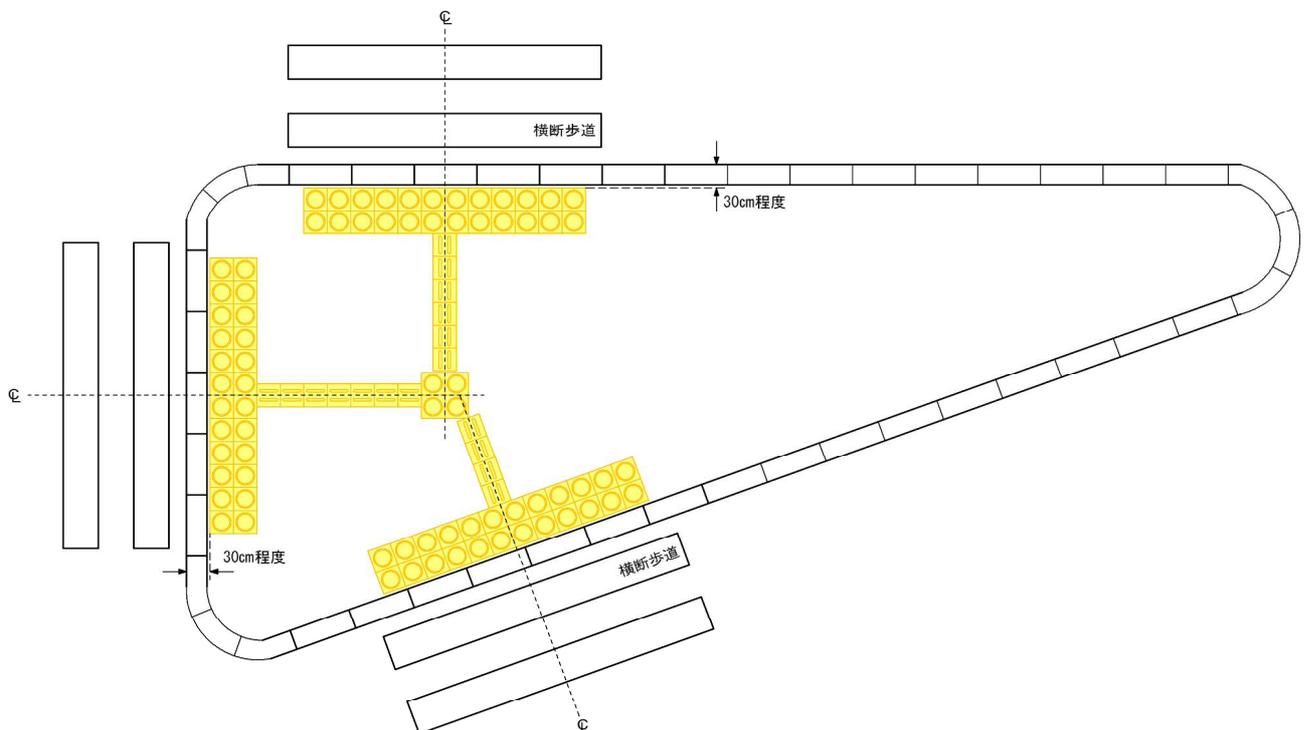


B) 狭い中央分離帯の場合



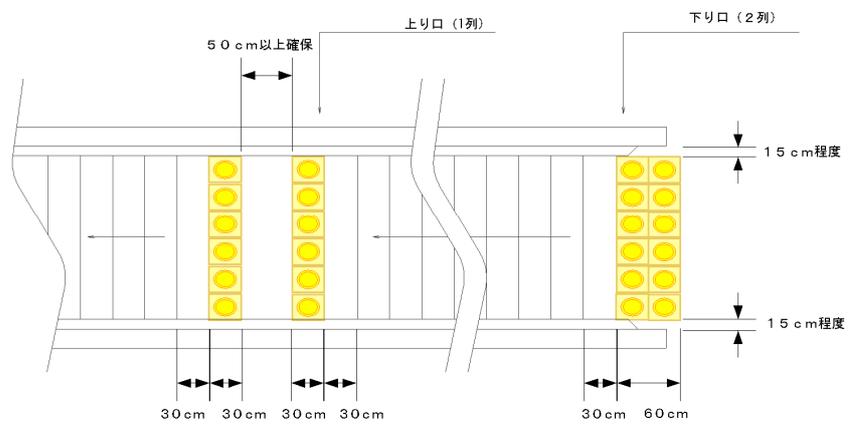
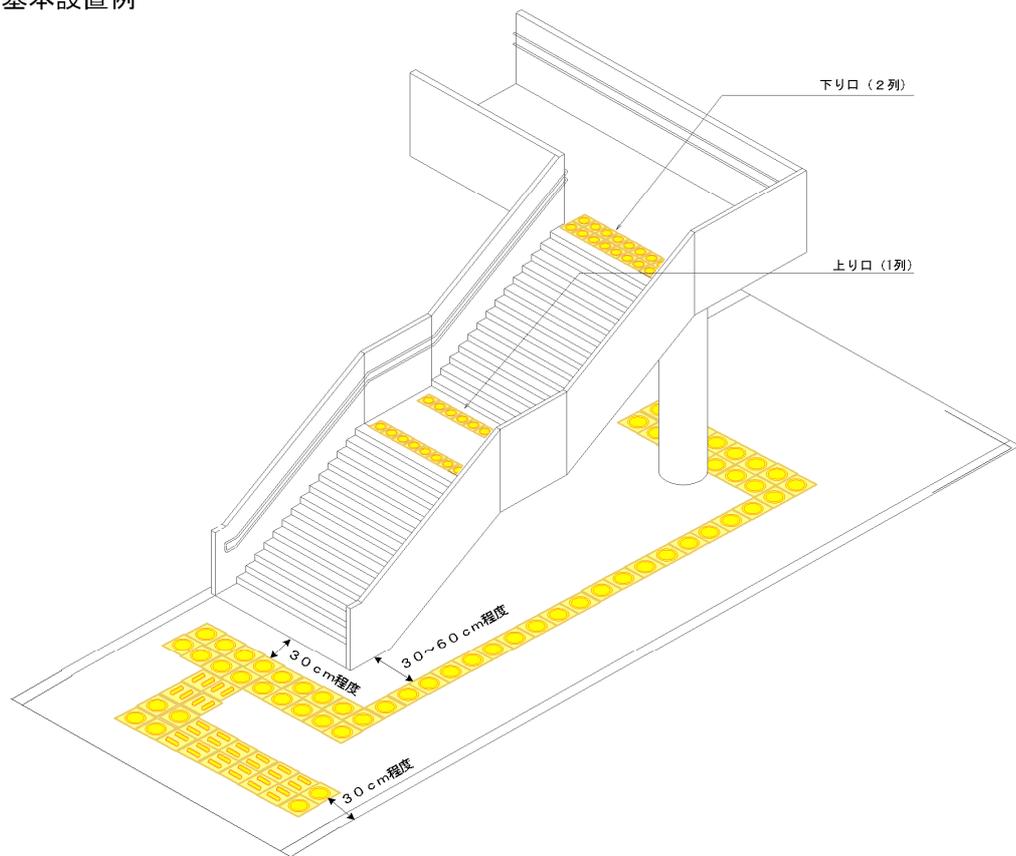
### (4) 交通島の基本設置例

A) 基本設置例



## (5) 立体横断施設の基本設置例

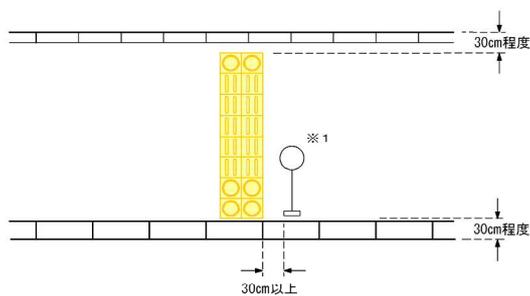
### A) 基本設置例



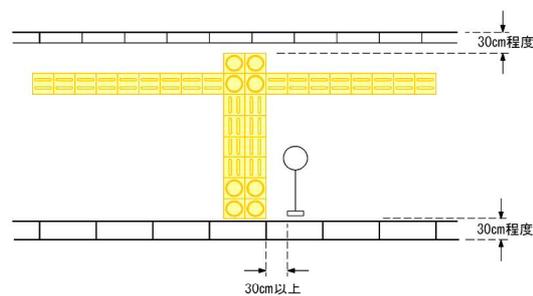
## (6) バス停留所の基本設置例

### A) 基本設置例

#### I) 継続的直線方向の誘導をしない場合の設置例



#### II) 継続的直線方向の誘導をする場合の設置例

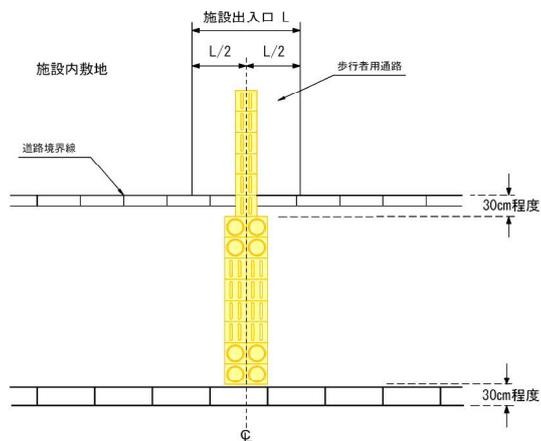


※1 バス停留所付近の視覚障がい者誘導用ブロック設置の際は、バス会社と協議のうえ設置すること。

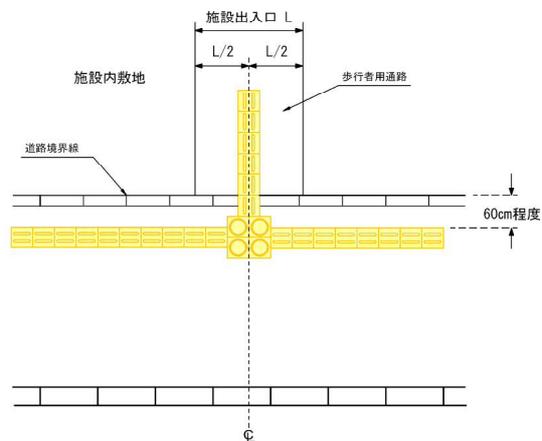
## (7) 施設等入口部の設置例

### A) 基本設置例

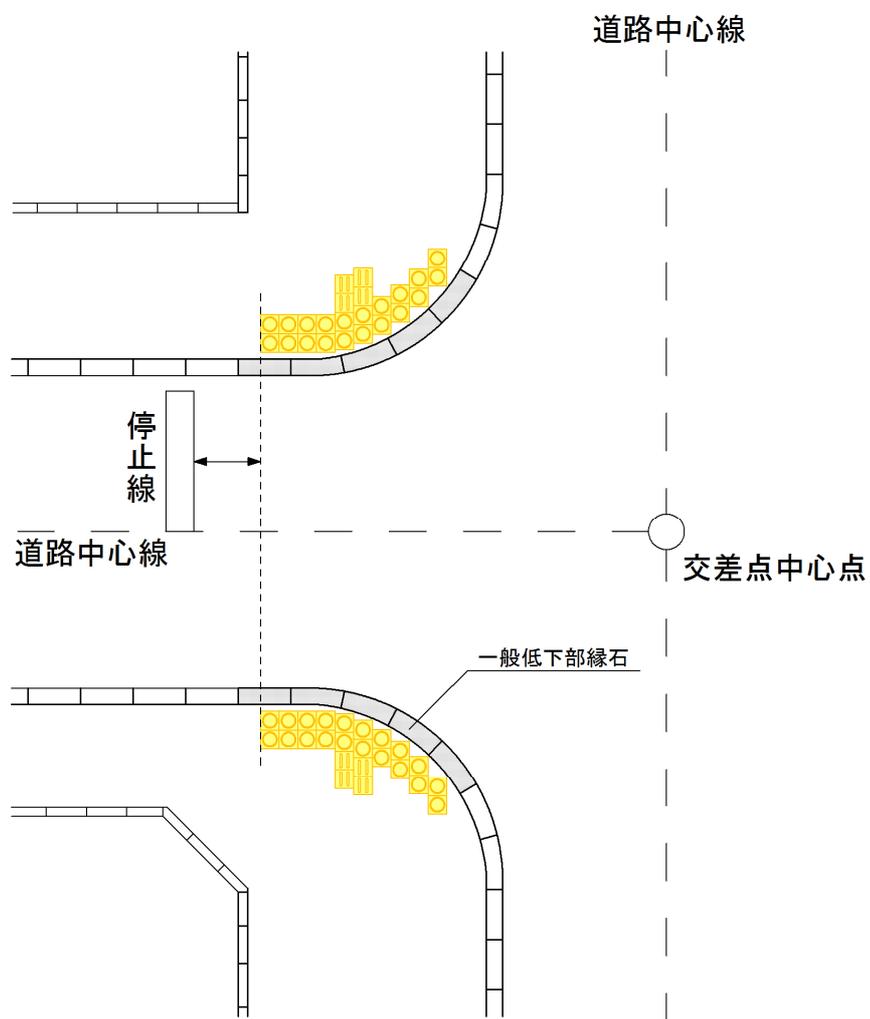
#### I) 継続的直線方向の誘導をしない場合の設置例



#### II) 継続的直線方向の誘導をする場合の設置例



(8) 取付道路に停止線があり、横断歩道がない場合の基本設置例



※点状ブロックは、交差する道路(取付道路)の停止線よりも交差点中心点側に設置する。

## 4. 関係法令及び関係書籍

### (1) 関係法令

- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」  
（平成18年度法律第91号）
- ・ 「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」  
（平成18年国土交通省令第110号）

### (2) 関係書籍

- ・ 「改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン」  
（平成20年2月改訂 財団法人国土技術研究センター）
- ・ 「視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説」  
（昭和60年9月 日本道路協会発刊）

## 5. 施行日

- ・ 平成22年9月1日より適用するものとする。
- ・ 平成27年9月1日  
「(8)取付道路に停止線があり、横断歩道がない場合の設置例」を追加。